地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施 策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

185,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

2,081,629 千円

(単位:千円)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

財源内訳 費 特定財源 一般財源 経 地方消費税交付金 国県支出金 その他 地方倩 その他 (社会保障財源分) 障害者自立支援施行事業費 427, 025 308, 793 16, 387 101,845 重度心身障害者等医療費支給事業費 102, 703 39, 270 8,791 54,640 後期高齢者医療事業費 407, 823 295, 227 59,904 5, 191 47, 501 社会福祉 子 育 て 支 援 医 療 費 支 給 事 業 93, 353 19, 200 10, 277 63, 876 当 支 童 丰 費 358, 455 304, 295 7,506 46,654 ひとり親家庭等医療費支給事業費 18,850 2,613 16, 237 社会保険介護保険事業 (繰出金) 460, 7351 3,300 63, 399 394,036 保 健 業 750 3,301 子 24, 570 20, 519 保健衛生保 業 健 事 105, 155 14, 336 89,099 1,720 費 予 防 接 種 82,960 4, 402 10,888 67,670 合 計 2,081,629 741,634 0 5, 193 185,000 1, 149, 802

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。